

兵庫県財務規則第100条 抜粋

1 契約担当者は、契約の相手方をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) [政令第167条の5](#)及び[第167条の11](#)に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国(公社・公団を含む。)、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 物件を買い入れる契約を締結する場合において、当該物件が即納されるとき。
- (7) 官公署と契約をするとき。
- (8) その他一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、知事が特に契約の相手方がその契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。

2 [第84条](#)第2項から第5項までの規定は、契約保証金の納付について準用する。この場合において、同条第2項第7号中「銀行等」とあるのは「銀行、別に指定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和41年規則22号・42年51号・46年28号・48年36号・56年39号・平成7年103号・13年12号・19年37号・22年30号〕